

議案第 号

公の施設（宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター）

の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター |
| 2 指定管理者となる団体 | 宝塚市安倉西2丁目1番1号
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
理事長 福本 芳博 |
| 3 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

議案第 号から第 号まで
公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

令和7年（2025年）7月25日

宝塚市長 森 臨太郎 様

宝塚市立大型児童センター及び

宝塚市立老人福祉センター指定管理者選定委員会

委員長 澤田 有希子

宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センターの指定管理者の
候補者の選定について（答申）

令和7年（2025年）5月7日付宝塚市諮問第6号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

（1） 選定の目的

宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センターを管理する指定管理者の指定期間が令和8年（2026年）3月31日をもって満了するため、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間に於ける当該施設の指定管理者として最適な候補者を応募者のうちから選定します。

（2） 選定する施設

宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター

（3） 応募対象者の選定方法

宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センターは、宝塚市立児童館条例第18条第1項及び宝塚市立老人福祉センター条例第20条第1項の規定に基づき、公募によることなく、施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候

補者として選定し、指定管理者に指定するとされていることから、第1回指定管理者選定委員会において応募者を指名し申請を募ることとしました。

応募者については、以下の理由から社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会を指名しました。

ア 宝塚市社会福祉協議会は、社会福祉法の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした営利を目的としない民間組織であり、市内の多様な市民団体と協調しつつ、宝塚市内全体の高齢、障害^{がい}、児童、地域の福祉増進に組織的に取り組む社会福祉法人である。

イ 宝塚市立大型児童センターは、市内全域の中・高校生等年長児童を主たる対象とした施設であり、他の地域児童館（私立児童館を含む。）の統括及び運営指導を行う中核施設である。宝塚市社会福祉協議会は、平成14年度から当該施設の管理委託を実施しており、その蓄積したノウハウを生かし、サービスの質、継続性、安定性及び専門性を確保できることから、利用者の満足度の向上や他の地域児童館の信頼性の確保に繋がる。

ウ 宝塚市立老人福祉センターについては、昭和61年度から当施設の管理委託を実施している（平成14年5月までは旧老人福祉センター）。超高齢化が進む中、市内全域を対象とした高齢者の生きがいづくり、教養の向上、健康づくりのプログラムとして、学習交流事業であるいきいき学舎フレミラや同好会教室、高齢者福祉相談を行ってきた。

エ 複合施設である宝塚市立老人福祉センターと宝塚市立大型児童センターを一体的に管理運営してきた経験と実績がある。

（４） 応募の状況

以下の団体から申請がありました。

住 所 宝塚市安倉西2丁目1番1号

名 称 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

理事長 福本 芳博

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

委員長	澤田 有希子 (関西学院大学人間福祉学部教授)
委員	中村 かおり (大阪人間科学大学人間科学部准教授)
委員	小塩 英樹 (小塩英樹税理士事務所)
委員	徳好 美三子 (宝塚市民生委員・児童委員連合会理事)
委員	村山 眞子 (宝塚市老人クラブ連合会会長)
委員	廣瀬 由理 (市民公募委員)

(2) 選定経緯

- ア 第1回選定委員会 令和7年(2025年)5月7日
(募集要項・業務の概要、選定基準、応募者の指名の決定)
- イ 指定管理者申請期間 令和7年(2025年)5月20日～6月20日
- ウ 第2回選定委員会 令和7年(2025年)7月17日
(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定)

(3) 評価方法

評価項目(14項目)と配点(110点満点)を設定し、応募者から提出された申請書及びプレゼンテーションの内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。

選定に際しては、委員6名の評価点を合計して660点満点とし、396点(60.0%)を最低必要点と定めて審議することとしましたが、委員のうち1名が欠席だったため、委員5名の評価点を合計して550点満点とし、330点(60.0%)を必要最低点と定めて審議することとしました。

3 選定結果

(1) 選定結果

各委員の評価点の採点結果は、大型児童センターは550点満点中455点(82.7%)、老人福祉センターは550点満点中458点(83.3%)となりました。

この結果を以て委員会で審議を行った結果、申請者を指定管理者の候補者として選定することが最適であると出席委員全員一致で決定しました。

(2) 選定理由

別紙のとおり、最低必要点である330点（60.0％）を上回っており、指定管理者の候補者として選定することが最適であると判断しました。

宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター
指定管理者の候補者選定結果

(宝塚市立大型児童センター) 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

評価項目		配点	配点 合計	評価点 (得点率)
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	50	42 84.0%
	利用対象者が平等な利用を確保できるものであること	10	50	38 76.0%
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	50	42 84.0%
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	50	44 88.0%
効率性	経費縮減の具体的な方策があるか	10	50	36 72.0%
	適正な収支計画がなされているか	10	50	38 76.0%
管理 運営 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	25	22 88.0%
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	25	21 84.0%
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	25	21 84.0%
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	25	20 80.0%
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	25	23 92.0%
維持 管理 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	50	42 84.0%
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	25	20 80.0%
特殊性	複合施設の特性を生かし、相互の効果的かつ効率的な利用を図る内容になっているか	10	50	46 92.0%
計		110	550	455 82.7%

(宝塚市立老人福祉センター) 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

評価項目		配点	配点 合計	評価点 (得点率)
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	50	44 88.0%
	利用対象者が平等な利用を確保できるものであること	10	50	40 80.0%
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	50	42 84.0%
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	50	44 88.0%
効率性	経費縮減の具体的な方策があるか	10	50	36 72.0%
	適正な収支計画がなされているか	10	50	38 76.0%
管理 運営 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	25	21 84.0%
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	25	21 84.0%
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	25	21 84.0%
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	25	20 80.0%
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	25	23 92.0%
維持 管理 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	50	42 84.0%
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	25	20 80.0%
特殊性	複合施設の特性を生かし、相互の効果的かつ効率的な利用を図る内容になっているか	10	50	46 92.0%
計		110	550	458 83.3%

宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター指定管理者選定委員会採点結果【大型児童センター】

項目		配点	配点 合計	宝塚市社会 福祉協議会	(得点率)	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員 (欠席)
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	50	42	84.0%	8	8	8	10	8	－
	利用対象者が平等な利用を確保できるものであること	10	50	38	76.0%	6	6	8	10	8	－
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	50	42	84.0%	6	8	8	10	10	－
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	50	44	88.0%	8	8	8	10	10	－
効率性	経費削減のための具体的な方策があるか	10	50	36	72.0%	6	6	6	10	8	－
	適正な収支計画がなされているか	10	50	38	76.0%	6	6	8	10	8	－
管理 運営 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	25	22	88.0%	4	4	5	5	4	－
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	25	21	84.0%	3	4	4	5	5	－
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	25	21	84.0%	4	3	4	5	5	－
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	25	20	80.0%	3	4	4	5	4	－
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	25	23	92.0%	4	4	5	5	5	－
維持 管理 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	50	42	84.0%	6	10	8	10	8	－
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	25	20	80.0%	3	4	4	5	4	－
特殊性	複合施設の特性を生かし、相互の効果的かつ効率的な利用を図る内容になっているか	10	50	46	92.0%	6	10	10	10	10	－
計		110	550	455	82.7%	73	85	90	110	97	－
				82.7%		66.4%	77.3%	81.8%	100.0%	88.2%	－

宝塚市立大型児童センター及び宝塚市立老人福祉センター指定管理者選定委員会採点結果【老人福祉センター】

項目		配点	配点 合計	宝塚市社会 福祉協議会	(得点率)	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員 (欠席)
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	50	44	88.0%	8	8	8	10	10	－
	利用対象者が平等な利用を確保できるものであること	10	50	40	80.0%	6	6	8	10	10	－
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	50	42	84.0%	6	8	8	10	10	－
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	50	44	88.0%	8	8	8	10	10	－
効率性	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	50	36	72.0%	6	6	6	10	8	－
	適正な収支計画がなされているか	10	50	38	76.0%	6	6	8	10	8	－
管理 運営 能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	25	21	84.0%	3	4	5	5	4	－
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっているか	5	25	21	84.0%	3	4	4	5	5	－
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定しているか	5	25	21	84.0%	4	3	4	5	5	－
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	25	20	80.0%	3	4	4	5	4	－
	当該施設又は類似施設の適正な管理運営実績があるか	5	25	23	92.0%	4	4	5	5	5	－
維持 管理 能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	50	42	84.0%	6	10	8	10	8	－
	施設の維持管理の範囲が適正でその体制が明確にされ、安全・安心な施設管理ができるか	5	25	20	80.0%	3	4	4	5	4	－
特殊性	複合施設の特性を生かし、相互の効果的かつ効率的な利用を図る内容になっているか	10	50	46	92.0%	6	10	10	10	10	－
計		110	550	458	83.3%	72	85	90	110	101	－
				83.3%		65.5%	77.3%	81.8%	100.0%	91.8%	－

(様式第 4 号)

団 体 概 要 書

団 体 名	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会		
代 表 者 名	福本 芳博	設 立 年 月 日	昭和 29 年 (法人認可昭和 43 年)
所 在 地	宝塚市安倉西 2 丁目 1 番 1 号		
基 本 財 産	47,250,965 円	職 員 数	322 名 (令和 7 年 4 月 1 日)
電 話	0797-86-5000	F A X	0797-86-5069
電子メール	shakyo@nifty.com		
担当部署名	企画総務課	担 当 者 名	松原 洋介
同様または類似施設の管理運営状況			
施 設 名	所 在 地	主 な 業 務 内 容	運 営 開 始 年 月 日
宝塚市 総合福祉センター	宝塚市安倉西 2-1-1	宝塚市総合福祉セ ンター管理運営事 業	昭和 60 年 6 月 12 日
宝塚市立安倉西身体 障害者支援センター	宝塚市安倉西 2-1-2	宝塚市立安倉西身 体障害者支援セン ター管理運営事業	平成元年 4 月 1 日
宝塚市立安倉南身体 障害者支援センター	宝塚市安倉南 1-2-1	宝塚市立安倉南身 体障害者支援セン ター管理運営事業	平成 14 年 4 月 1 日
宝塚市立高司児童館	宝塚市高司 4-4-24	宝塚市立高司児童 館管理運営事業	平成 12 年 4 月 1 日
宝塚市立安倉児童館	宝塚市安倉南 1-2-1	宝塚市立安倉児童 館管理運営事業	平成 14 年 10 月 1 日

○宝塚市立児童館条例（抄）

平成17年6月30日

条例第38号

（指定管理者の指定）

第18条 市長は、センターの指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書にセンターの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(次項において「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) センターの管理を安定して行う能力を有していること。

4～6 略

○宝塚市立老人福祉センター条例（抄）

平成17年6月30日

条例第39号

（指定管理者の指定）

第20条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、老人福祉センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に老人福祉センターの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が老人福祉センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 老人福祉センターの管理を安定して行う能力を有していること。